

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【公表番号】特表2015-518006(P2015-518006A)

【公表日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2015-041

【出願番号】特願2015-514242(P2015-514242)

【国際特許分類】

A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 K	36/28	(2006.01)
A 6 1 K	36/53	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	11/02	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	47/26	
A 6 1 K	35/78	T
A 6 1 K	35/78	Q
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 P	11/02	
A 6 1 K	9/12	

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月15日(2017.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトにおけるアレルギー状態を治療する方法であって、以下の工程、

アレルギー状態を有するヒトを同定する工程、及び

アレルギー状態を有する前記ヒトに、クロモグリク酸ナトリウム、塩酸フェニレフリン、塩酸オキシメタゾリン、塩酸アゼラスチン及びフロ酸モメタゾンの少なくとも1つの治療に有効な量から本質的になる組成物を投与して、アレルギー状態を有する前記ヒトの該アレルギー状態を治療する工程であって、前記組成物が、該アレルギー状態を治療するためのクロモグリク酸ナトリウム、塩酸フェニレフリン、塩酸オキシメタゾリン、塩酸アゼラスチン及びフロ酸モメタゾンの前記少なくとも1つによって生じる鼻乾燥を低下するための、キシリトール、エリスリトール、マンニトール、マルチトール、ティビトール、アラビトール、リボース及びキシロースの少なくとも1つの治療に有効な量から更に本質的

になる工程、
から本質的になることを特徴とする方法。

【請求項 2】

前記組成物が、水溶液である請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

アレルギー状態を有する前記ヒトへの投与工程が、前記組成物を、該ヒトの鼻、目、口、及び喉のうちの少なくとも 1 つに送達することを介して行われる請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記組成物が、経鼻溶液である請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

アレルギー状態を有する前記ヒトへの投与工程が、前記ヒトの鼻に前記経鼻溶液を送達することを介して行われる、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

前記組成物が、ゲルである、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 7】

アレルギー状態を有する前記ヒトへの投与工程が、ゲルを接着送達方法で送達することを介して行われる、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

アレルギー状態を有する前記ヒトへの投与工程が、鼻噴霧瓶、ドロッパ、ミスター、アトマイザー、ブラッシ及びスワブの少なくとも 1 つを介して行われる請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記組成物が、自由に流れる低粘度の水溶液である請求項 8 に記載の方法。